

市職員採用試験

総務課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

平成22年度市職員採用試験を次のとおり行いますのでお知らせいたします。

○試験日時

第1次試験 9月19日（日）

第2次試験 11月上旬予定（第1次試験合格者）

第1次試験は茨城大学水戸キャンパスで行います。

○受付期間

7月1日（木）～7月30日（金）

○職種・採用予定人数・受験資格

試験区分 一般事務

採用予定人員 3名程度

受験資格 昭和58年4月2日から、平成5年4月1日

までに生まれた人

○資料の請求方法

直接、総務課へおいていただくか、郵送で。

※郵便で請求する場合は封筒の表に（職員採用試験申込用紙請求 大学卒又は短大・高校卒等）と朱書きし、あて先を明記して、120円切手を貼った返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封してください。

※資料は、北浦庁舎・玉造庁舎の総合窓口課にも用意してあります。また、職員採用試験案内は行方市ホームページからもご覧いただけます。

○資料請求・問合せ先

〒311-3892 行方市麻生1561-9

行方市総務部総務課人事グループ

☎ 0299-72-0811

子ども手当の申請は

お済みですか

社会福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

今まで児童手当を受給されていなかった方、支給対象中学生の児童がいる方、子ども手当の申請はお済みでしょうか？

【手続きが必要な方】

○今まで「児童手当」を所得制限により受給されていなかった方

○今まで「児童手当」を受給されていた方で、平成22年度において中学2年から3年生の子どもの方がいる方

○公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

【手続きが不要の方】

現在「児童手当」を受給されている方で、平成22年度において中学2年から3年生の子どもの方がいない方、または、平成22年3月1日から31日までに新規児童手当の申請をされた方については自動的に「子ども手当」に移行されますので、新たに申請の手続きは必要ありません。

【申請・支給の方法】

児童保護者の申請に基づき支給します。平成22年9月30日までの申請であれば、平成22年4月1日に遡って支給します。それ以降の申請は、申請の翌月分から支給となります。

今日の税金

固定資産税 第2期
国民健康保険税 第1期
納付期限（口座振替日）
は8月2日です。



税金

のお知らせ

国民健康保険税はみんなの支えあい運営されています。

国民健康保険税は、所得や資産に応じて納めていただく割合と世帯及び一人一人（個人）によって納めていただく割合で構成されています。

一人でも滞納される方がいると国民健康保険税体系を維持できなくなってしまう医療機関等への支払いに支障をきたすことになります。

必ず納期限に納めましょう。

行方市では、納税の公平性を保つ為、催告に応じない市税等滞納者に対して滞納処分を実施しています。

事情により納付できないときは、収納対策課へご相談ください。

※国保税を滞納すると保険証発行の制限を受けることがあります。

問い合わせ 税務課・収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

お知らせ① 「地デジ専用アンテナキット」を無料で1週間貸出します。

地デジを見たいけど、アンテナはどうしたらいいの？今のアンテナは使えるの？

など、アンテナでお困りではありませんか？

地上デジタル放送は受信障害に強いので、地域によっては簡易なアンテナで受信することができます。

うちの地域では使えるの？買う前に実際に試してみたいけど・・・。

デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）では、そのような方に地上デジタル放送の個別受信の対応促進のため、各家庭で地デジを受信できるかどうかの確認ができる「地デジ専用アンテナキット」を無料で貸し出しています。



【アンテナキットの内容】

- 地デジ用アンテナ ●同軸ケーブル（5m×2本） ●地デジ専用チューナー
 - 中継コネクタ（2個） ●B-CASカード ●ビデオケーブル ●リモコン
 - ACアダプタ ●リモコン用電池（2本） ●テーブルタップ
 - 簡易マニュアル等、取扱い説明書類一式
- ※地域によってはお貸しする地デジ用アンテナ（簡易アンテナ）で受信できない場合があります。

【お申込み方法】

お近くの家電量販店等の店頭またはデジサポホームページ（<http://digisuppo.jp/>）にある「申込書」に必要事項を記入の上、本人確認書類を添えて、下記の地デジ専用アンテナキット事務局まで郵送又はファックスでお申込みください。

【申込み・問い合わせ先】

〒150-0047 東京都渋谷区神山町16-2 bit cube 3階

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）地デジ専用アンテナキット事務局

電話 03-3467-5256 / FAX 03-5738-5286

お知らせ② 茨城県内の地デジに関する電話相談窓口を設置しました

デジサポ茨城（総務省 | 茨城県テレビ受信者支援センター）

◇地デジ受信相談電話窓口◇

電話 029-307-0101

※受付時間 平日9時から21時まで / 土・日・祝日 9時から18時まで

地域の皆様の実情に応じた、丁寧かつきめ細やかな相談・説明等の対応を実施することにより、受信者の皆様に地上放送のデジタル化に適切に対応していただくための支援を行ってまいります。

※総務省地デジコールセンターの全国共通の専用番号（Tel 0570-07-0101）も引き続きご利用いただけます。

目標は1ヶ月で“プラス50点”

夏期講習会

（または偏差値5ポイント）

受講生受付中
（講習会のみ参加者歓迎）

中学生クラス（5教科）

高校生クラス

中学1年生～3年生 高校1年生～3年生

〈同時受付〉

小学生夏期特別授業

7月新入塾生



志学塾

TEL 72-3575

私も主人も建替えたいと

思っていました

そんな思いお持ちの方へ、

木、香る、くつろぎの家をご案内します



爽やかな木と自由設計が生かす特異

見学受付中
A-1GROUP

0120-890-321

E-mail: info@a-1group.net

「進化する家CUTE」で検索

参議院議員通常選挙 7 / 11 (日)

午前7時～午後6時 (投票所は入場券に記載)

公示日 6月24日(木)

投票日に、仕事やレジャー、買い物、入院などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票又は不在者投票ができます。

期日前投票 6月25日(金)から7月10日(土) 午前8時30分から午後8時(行方市役所 各庁舎3ヵ所)
※入場券を持参してください。

病院等(指定施設)での不在者投票 6月25日(金)から7月10日(土)

※投票の方法等、詳しくは施設代表者(不在者投票管理者)にお問合せください。

※不在者投票を希望される方は、投票手続に数日を要するため、早めに施設代表者(不在者投票管理者)へその旨をお伝えください。

選挙管理委員会(麻生庁舎) TEL 0299-72-0811

選挙投票所が変更になりますのでご注意ください

市内投票区(麻生、北浦、玉造)のバランスと公平性及び投票管理の合理化を図るため、一部の投票区及び投票所を変更しました。これに伴い、平成22年7月執行の参議院議員通常選挙から次の投票区において、投票区及び投票所が変わりますのでご理解、ご協力をお願いします。

変更になる投票区

北浦地区

これまでの投票区 投票区名	新しい投票区投票所	
	投票区名	投票所の施設名
南高岡投票区	要投票区	要地区館
小幡投票区		
行戸投票区		

玉造地区

これまでの投票区 投票区名	新しい投票区投票所	
	投票区名	投票所の施設名
荒宿投票区	玉川投票区	玉川地区学習センター
藤井投票区		
井上投票区		
西蓮寺投票区		
宿投票区	手賀投票区	手賀地区学習センター
新宿投票区		
捻木投票区	現原投票区	現原小学校体育館
上山投票区		
八木蒔投票区	羽生投票区	羽生地区学習センター
羽生投票区		
沖洲投票区		

サマージャンボ 3億円

1等・前後賞合わせて

1,000万サマー

新登場!!

●1等……1,000万円×600本

●1等…2億円
●前後賞…各5千万円

●この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
●宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

発売期間/平成22年7月7日(水) ~7月30日(金)まで
抽せん日/平成22年8月10日(火)

同時発売

宝くじに関するお問合せ/03-3535-9033[みずほ銀行]

財団法人 茨城県市町村振興協会

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

保険証等の更新

「後期高齢者医療被保険者証」は、平成22年8月1日から更新になり、7月下旬に郵送します。また「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」も認定者については、併せて送付し、新規該当者には、申請書を送付しますので各庁舎の窓口へ申請してください。

保険料の徴収

後期高齢者医療の保険料は、年金からの天引き「特別徴収」と、納付書または口座振替による「普通徴収」に分かれています。

年金（遺族・障害年金は除く）額が年額18万円以上の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計金額が、年金支給額の2分の1を超えない方は、年金からの天引きとなり、該当しない方や新たに加入された方は、普通徴収となります。平成22年度の納付書を7月中旬に送付しますので、各期別の納期限までに納めて下さい。

また、年金からの天引きで口座振替での納付を希望される方は、下記のアとイの手続きにより徴収方法（口座振替のみ）を変更することができます。

ア. 口座振替依頼書の提出が必要ですので、お取引の金融機関に振替口座の預金通帳と、通帳のお届け印をご持参の上、手続きをお願いします。

イ. 上記手続き後、市役所で印鑑を持参の上「保険料の口座振替による徴収方法変更申請」をしてください。

※新規加入者や75歳到達者の年金からの天引きは、開始まで6ヶ月以上かかります。

保険料の算定方法

$$\begin{array}{l} \text{保険料（年額）} \\ \text{※ 100円未満切捨て} \\ \text{※ 賦課限度額 50万} \end{array} = \begin{array}{c} \text{均等割額（定額）} \\ 37,462円 \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額（所得に応じて計算）} \\ \text{（総所得金額等－基礎控除 33万円）} \times 7.60\% \end{array}$$

保険料軽減措置

(1) 軽減措置は、被保険者と世帯主の所得を基に行われ、税の申告をしていない場合などは、軽減措置を受けることができませんのでご注意ください。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が下記の場合	均等割額の軽減割合
33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他の各種所得がない場合）	9割
33万円を超えない世帯	8.5割
33万円＋（24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く））を超えない世帯	5割
33万円＋（35万円×世帯の被保険者数）を超えない世帯	2割

※総所得金額等について、収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円以下は120万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて、均等割額の軽減割合を判定します。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

(2) 保険料の所得割額を負担している方で、保険料の賦課のもととなる総所得金額等が58万円（年金収入のみの方は、年額153万円以上211万円以下）以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

(3) 後期高齢者医療制度に加入する前日まで、被用者保険の被扶養者だった方については、均等割額が9割軽減されます。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

国民健康保険からのお知らせ

国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

平成 22 年度の国保予算

平成 22 年度予算総額は 4,958,400 千円で、そのうち保険給付費等は 3,126,626 千円を見込んでいます。これらの支払いは国・県等からの負担金などと国保税で賄われます。不足分については、前年度繰越金、支払準備基金で補っていますが、国保税の収納率が低下すると国保財政の健全な運営に支障がでてしまいます。相互扶助の国保事業のために、期限内の納付をお願いします。

1人当たり医療費の推移

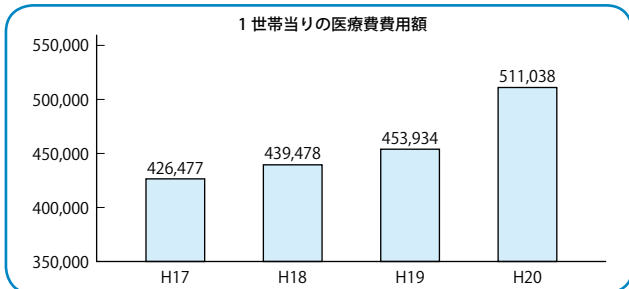
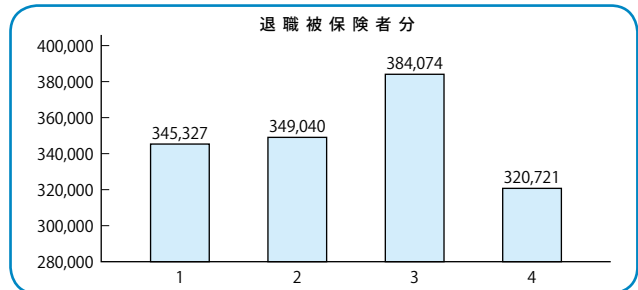
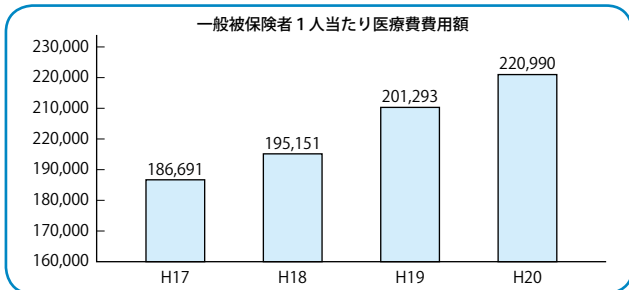
平成 20 年度医療費は 3,776,574 千円（一般・退職被保険者）の費用額となっています。医療費は年々増加しており、医療費抑制はひとりひとりの普段からの健康づくりが大切です。

特定健診などの受診をして定期的な体のチェックをしながら、病気にならない心がけで過ごしましょう。

	H 17	H 18	H 19	H 20
一般被保険者数	16,279	1,5960	15,496	16,117
退職被保険者数	1,488	1,633	1,771	670
計	17,767	17,593	17,267	16,787
世帯数	8,331	8,384	8,370	7,390

※ H 17 ～ 19 までは 75 歳以上の人数は除く

※ H 20 は後期高齢者医療制度の開始により 75 歳以上は後期高齢者へ移行、退職被保険者の 65 歳以上は一般被保険者となる。



ジェネリック医薬品で、医療費負担の軽減を

長期間服用しなければならない慢性的な疾患には、ジェネリック医薬品がおすすめです。価格が新薬の 3～7 割安くなるものもあるので、無理をせず投薬治療ができ、家計の軽減や医療費抑制ともなります。薬の種類によっては変更できない場合がありますので、医師や薬剤師に相談してください。

国民年金

国民年金保険料の納付が困難なときは…？

保険料 免除 の手続きを！

●免除（全額免除・一部納付）申請〈申請免除の承認期間…7月～翌年6月〉

本人、配偶者、世帯主の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額又は一部の納付が免除されます。申請免除には、「全額免除」、「4分の1納付（4分の3免除）」、「半額納付（半額免除）」、「4分の3納付（4分の1免除）」があります。

●若年者納付猶予申請〈納付猶予の承認期間…7月～翌年6月〉

30歳未満の方で、本人、配偶者の前年の所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

●学生納付特例申請〈学生納付特例の承認期間…4月（または20歳誕生日）～翌年3月〉

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

【お問合せ】水戸南年金事務所 TEL 029-227-3251 国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111